

日本共産党県会議員団の内藤隆司です。通告に基づき大綱5点について質問します。

上工下水一体官民連携、みやぎ型管理運営方式について

まず、上工下水一体官民連携、みやぎ型管理運営方式についてです。

水道3事業へのコンセッション方式導入については、県議会でもこの間様々な議論がおこなわれ、料金改定やモニタリングの仕組み、リスク分担など多くの疑問や懸念が指摘されてきました。しかし、率直に言って現在に至っても、これらの疑問や懸念を払しょくする具体的な方向性が示されているとは言えません。

1) まず、水道の安全確保について伺います。

①世界保健機構では、食品衛生管理法で用いられているHACCP（ハサップ）の概念をとり入れ、水源から蛇口に至るすべての段階で危害分析と管理をおこない、安全な水の供給をする水道システムを構築する「水安全計画」を提唱しています。我が国でも、厚生労働省が水道水の安全性をさらに高めるための水質管理手法として、「水安全計画」の策定を推奨し、平成20年に「水安全計画策定ガイドライン」を作成しました。

それに基づき、宮城県企業局は平成28年8月に「水安全計画」を策定しました。より安全で安心な水道用水を供給するためにも、「水安全計画」の適切な運用が重要と考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

②国のガイドラインでは、滞留時間や薬品注入点、水質検査計画、監視装置の種類と地点などを含めたフローチャートを作成することになっています。県企業局のフローチャートでも、どの地点で、どういう薬品を注入するのかなどがマニュアル化され、対応方法を文書化しています。技術力を維持することが「水安全計画」策定の目的とされています。こうした手法が安全・安心の水道を供給する、試されずみのやり方です。

県企業局はこの間、みやぎ型管理運営方式の際導入する性能発注によって薬剤費などを節約し、経費削減ができると強調してきました。性能発注とは、発注者が要求する性能を確保していれば、そのための手法やプロセスを運営権者の裁量にまかせるやり方です。こうしたやり方は、「水安全計画」を否定するものになるのではありませんか。それは安全性の後退につながる危険があると考えますが、見解を伺います。

③水質について県は、法令で定められた水質基準よりも厳しい管理目標値を設定しています。「水安全計画」では、水質基準以内であっても頻繁に管理目標値を上回っている場合は5段階評価のうちの2番目の危険度「レベル4」と評価され、取水制限を含む応急対応が必要になります。

事業概要書（案）では、「水質基準を上回る要求水準を示す」ことになっています。「要求水準書」（案）は、アドバイザー業者が作成することになりますが、これは現在の「水安全計画」の管理目標値を緩和する可能性があることを意味するものではありませんか。

ここにも、水道の安全性が後退する危険性があると考えますが、知事のお考えを伺います。

④県がおこなうモニタリングについても、その手順や体制整備についての検討をアドバイザー業務として委託しています。モニタリングは、運営権者がおこなっている業務を監視し、チェッ

クするうえで決定的に重要な業務です。その手順や体制整備の検討を、なぜアドバイザー業者に委ねるのでしょうか。県がおこなうモニタリングのあり方は、県がもつノウハウを生かして検討し決定することが必要です。いかがでしょうか。

2) 県は民間企業に任せればコストを削減できると、当然のこのように主張しています。しかし、海外の実例では「民営化によるコスト削減」は完全に否定されています。イギリスの会計検査院は、民営化によって40%もコストが割高になったと報告しています。その主なものは、公営であれば必要のない株主配当で、もう一つは、資金調達のための金利で公債の金利よりもはるかに高い金利になっていました。これらによって、イギリスの消費者は毎年約3450億円も余計に水道料を支払わされ、それが投資家や金融機関に流されていた、と指摘されています。

民間企業の株主配当や金利に対して、県が口をはさんだり、制限したりすることはできませんから、「みやぎ型管理運営方式」であっても同じことが、起きるのではありませんか。これを防止する対策がありますか。知事に伺います。

またコスト削減の根拠として、県は性能発注による一括発注などをあげていますが、海外の事例では、性能発注では発注プロセスが不透明でわかりにくく、価格上昇やサービス低下が起きても原因がわからないと指摘されています。性能発注はむしろコスト増の要因となる危険があるのではありませんか。見解をお聞かせください。

3) 県がみやぎ型管理運営方式で導入しようとしているコンセッション方式はPFIの一形態です。そのPFI発祥の地であるイギリス政府は、昨年10月「今後新規のPFI事業はおこなわない」と宣言しました。現在継続中の契約は、莫大な違約金が発生するので、やむをえず継続することです。PFIが継続しているからといって成功例とは言えません。またインフラ投資はPFI以外の方法でおこなわれることになりました。財務大臣の演説では「PFIにより国家に対して2千億ポンドの支払い義務がもたらされた」「PFIは納税者に価値をもたらさないことを示す説得力のある根拠がある」と強調されました。これが世界の趨勢なのです。

こうした海外の事例を真摯に学ぶべきではありませんか。知事は時代の最先端を走っていると考えているかもしれませんが、世界ではすでに過去の物であり、時代遅れも甚だしいと言わなければなりません。見解を伺います。

4) 県は、海外の失敗事例は「経営全般を民間事業者任せにしたことに問題があった」として、「みやぎ型管理運営方式」では、「県がこれまでどおり最終責任をもち、事業全体の運営を担うから、問題は生じない」と強調しています。

村井知事は2016年12月、第3回未来投資会議にテレビ回線により参加し、「上工下一体での民営化を考えている」ことを表明したうえで、「全てのリスクを民間が背負うのは難しい。だから管路の敷設は県がやらなければならない。それを可能にするためには、県と事業者がそれぞれ事業認可を与えるような水道法の改正が必要」と要望しました。

こうした経過をみれば、「県が最終責任をもつ」とは、民間業者の負担を軽減することで、事業に参入してもらえようようにすることが目的であることは明確です。その分の負担は結局、県民が背負うことになります。

民間企業の負担軽減が目的で、県民は後回しではありませんか。本当にそれが、未来ある道だとお考えになるのですか。知事にお聞きします。

未来投資会議とは、将来の経済成長に資する分野における投資を官民が連携して進めるための司令塔であり、安倍首相が議長を務めています。企業の利益の拡大こそが経済成長であるという考え方に基づき政策をつくるところです。村井知事がこの場で「水道の民営化」推進の提案をおこなったことは、県民の命の水を民間業者の利益の対象とすることを意味していると考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

5) 私は、水道事業の現状からいって、今すぐ事業のあり方の根本を見直さなければならない緊急性はないと考えます。長期的な視野で水道事業の対応を考えた場合、どうしても考慮しなければならないのは、更新時における施設や設備の規模縮小、いわゆるダウンサイジングです。公営であろうが民営であろうが、長期的に見れば人口減少にあわせたダウンサイジングは絶対に必要です。とりわけ宮城県の場合は、人口増を見込んだ過大な設備投資をおこなってきたのですから、このことは認めざるを得ないと思いますがいかがでしょうか。

「みやぎ型管理運営方式」は、すべての施設を維持・継続することを前提としています。この前提が間違いではありませんか。ダウンサイジングについては「これから検討」ということですが、順番が逆です。民営化先にありきで人口減少という理由は後からつけたのではないのでしょうか。見解を伺います。

6) 県は「みやぎ型管理運営方式」について、これまでの業務委託をちょっと拡大するだけで、大きな変更ではないと主張しています。とんでもありません。業務を委託することと管理運営権を20年間も売却することは根本的に違います。業務委託では管理運営に県が責任をもつことは明確ですが、管理運営権を売却してしまえば、「最終責任は県がもつ」といっても県が口出しできない部分が必ずでてきます。発注業務はその一つだと考えますが、どういう部分で、県が口出せなくなるのかお答えいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

7) 浜松市は、今年1月上水道事業のコンセッション方式の検討作業を当面延期することを表明しました。その理由は「市民の理解がすすんでいない」というものです。住民の理解がすすんでいないという事情は宮城県でも全く同じです。多くの県民が疑問と不安と懸念をもっています。

県民の納得と合意は、事業をすすめるうえで不可欠だと考えますが、県民の理解が得られないまま強行することはない、と明言できますか。お伺いします。

地方税滞納整理機構による強権的な差押さえはやめるべき

大綱2点目です。日本共産党県会議員団は、宮城県地方税滞納整理機構による強権的で一方的な対応について、厳しく指摘してきました。そのなかで県が「生活再建を含む丁寧な納税相談をおこなう」という姿勢を示したことは重要です。

この間私がかかわったケースでも、一方的な差押さえがおこなわれています。今年1月には大崎市の女性が給与約8万7000円が差押さえられ、所持金をすべて失ったことにより精神的苦痛を受けたとして、県と大崎市に損害賠償を求める訴えをおこしています。こうしたことから今日は、差押さえ問題に限定して質問いたします。

1) 国税徴収法 76 条 1 項では 1 号から 5 号まで差押さえ禁止財産が規定され、滞納者本人と家族の生活保障費などが明記されています。しかし、差押さえ禁止債権が預金口座に振り込まれて、預金債権となった場合、差押さえ禁止債権としての属性を継承しないとされ、給料などが全額差押さえられてきました。しかし、預金を構成する原資が差押さえ禁止財産を含むものであることを承知のうえで、口座への入金直後に全額を差押さえるやり方は、明らかに生活権を否定するものと言わなければなりません。

県は昨年 9 月、「滞納整理機構の事務処理に関する対応方針等について」という連絡文書をだしました。「法に定められた差押さえ禁止規定に準じた取り扱いを行なうなど、個別の事情を考慮して適切に対応する」としていますが、この文書は、差押さえ禁止債権が預金口座に振り込まれた場合、差押えが禁止されている分は差押えしない、ということと理解していいのか。伺います。

また、今回県が示した対応について、市町村の担当者に徹底し、市町村においても同じ対応がとられるようにすることが大切だと思います。いかがでしょうか。

2) 私が昨年 12 月に関わったケースでは、滞納者が事業者であったため、口座に振り込まれたのは売掛金でした。給料ではないため全額が差し押さえられてしまっていますが、売掛金のなかには生活費が含まれているのは明らかですから、売掛金であっても差押え禁止財産は差押えしないことが求められたのではないのでしょうか。伺います。

3) 国税徴収法 153 条第 1 項には「滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」は執行停止をすることができると規定しています。その基準は「生活保護を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れがある場合」となっています。

私は、この規定にあてはまる対象者は結構いるのではないかと思います。県滞納整理機構がこの規定を適切に活用すること、また市町村に対しても適切な対応をするよう指導することを求めるものです。この規定の活用の状況とあわせて見解をお聞かせください。

大崎地区東部の高校再編について

大綱 3 点目高校再編について質問します。県教育委員会は、大崎地区東部の高校 5 校のうち、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校の 3 校を統合し、職業教育の拠点校として新設する再編計画を明らかにしました。

少子化が進行するとはいえ、現在すすめられている再編は、あまりにも拙速であり、単に高校の数を減らすだけの理念なき再編計画となっています。さらに高校が地域で果たしてきた役割を軽視し地域住民の声を無視していることなど、見過ごすことができない大きな問題をもっています。

1) そこで伺います。小規模の学校だからできること、小規模の学校でなければできないことがあると思いますが、いかがお考えでしょうか。

小規模校では、中学校時代には不登校だった生徒も含めて、一人一人の家庭環境や置かれた状況を踏まえて、配慮に満ちた対応ができるという声を聞いています。そういう生徒たちが、地域に就職し、地域で家庭を持ち、地域に貢献する人材として送りだされています。宮城県の不登校は全国ワースト 1 位です。この対策のためにも、小規模校は残すべきではありませんか。大規模校ではけっしてできない役割を果たしている高校を、小規模だからといってつぶすのは間違っ

います。

宮城県は1学年2クラス以下の高校の割合は5%、福島県は27%です。教育委員会は、小規模校の意義と役割を正しく評価していないのではないのでしょうか。お答えください。

2) 農村地域、過疎地域に高校が存在することは、その地域にとって宝なのです。地域のお祭りや行事に高校生が参加し、伝統芸能継承の役割も担っています。高校があることが地域を元気にし、地域の活力になっています。

松山高校は、高校誘致のための期成同盟会の活発な運動と住民の強い要望でつくられました。自分たちでつくった学校だからと、自分のお孫さんを松山高校に入学させた方もいるほど地域の人々の思い入れのある高校です。南郷高校や鹿島台商業高校も地域に貢献し、地域に支えられている事情は同じです。

知事及び県教育委員会は、こうした地域と高校とのつながりを承知していますか。承知しているのなら、地域の声をほとんど聞かないまま再建計画の方向性を出したのはなぜですか。

少なくとも松山、鹿島台、南郷の地域ごとに住民を対象にした「意見を聞く会」を開催すべきです。地域の声を聞かないまま再編計画をすすめることは言語道断です。見解を伺います。

3) 以上述べたとおり、大崎地区東部の高校再編計画は、枠組みや理念、地域との関係において、再検討が必要なものです。小規模校ではあっても現在、しっかりと役割を果たしているのですから、何も急ぐ必要はありません。

「第3期県立高校将来構想答申」では、適正規模を満たさない学校について「地域の実情等を十分に考慮し、特例的な取扱いも含めて検討」と明記されています。

まさに今、そのような対応が求められています。再検討をおこない、学校関係者も生徒も地域も納得できる方向を探るべきです。このまま強行することは、県及び県教育委員会が、子どもたちの将来を奪い、地域社会の未来を奪うことを自覚すべきです。お考えをお聞かせください。

種子条例の制定について

大綱4点目。種子条例の制定について伺います。主要農作物種子法が昨年4月廃止されました。県がおこなっている主要農作物の優良な種子の安定供給をおこなうための事業の法的根拠が失われました。県は、要綱を作成してこれまでどおりの事業を継続していますが、財源措置も含めて安定的に事業を継続するためには、条例での対応が必要であると県議会各党派からも意見が出され、昨年11月議会において知事は「条例化を検討する」と答弁しました。

その後、今日まで、どのような場で、どのような検討がされてきたのか伺います。また、条例制定へむけて今後の検討スケジュールについてお聞きします。

条例化の検討にあたって、農業者、農業団体、関係団体の意見や要望が反映されることが大事と思いますが、そういう場の設定は予定しているのかどうか伺います。

大崎地域の救急医療体制の強化、子どもの医療費助成等について

大綱5点目に入ります。まず、大崎地域の救急医療体制の強化について伺います。

大崎地域の救急体制の大きな問題は、2次救急体制が整備されていないため、本来3次救急を担う大崎市民病院救命救急センターに大きな負担がかかっていることです。救命救急センターの受け入れ状況を見ると、どの時間帯でも3次救急よりも2次救急の方が多くなっています。1次救急は市町の責任ですが、2次救急は県が責任を持たなければならないはずです。

1) 2次医療圏は、大崎地域だけでなく栗原市、登米市も含む広大な地域です。県北地域における救急医療体制等のあり方検討会においても「県が自治体や医療機関に切り込み必要な支援を実施すべき」など県が役割を果たすべきとの意見が出されています。県が2次救急体制整備のための有効な対策の方向性を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。ご見解を伺います。

2) こうしたなか県は、大崎市民病院救命救急センター運営費補助金を平成30年度から段階的に削減し、平成29年度までは1億2000万円だった補助金を平成32年度以降は国基準の572万円余に削減する方針です。

大崎の救命救急センターは、3次救急だけでなく2次救急の役割を果たさざるを得ない現状にあるのです。その状況を改善する責任は県にあるのに、改善されないまま、県の運営費補助金だけが削減されています。県の負担が削減されるかわりに、関係市町の負担が増えることとなります。こんなことはあってはならないではありませんか。

2次救急の体制が整備され、救命救急センターの赤字が減少するという効果が表れないうち県の補助金を削減することは、救急体制を後退させることにつながるではありませんか。

現に、2次救急に果たしている役割を正しく評価し、県補助金にも反映させ、増額するべきと思いますが、いかがでしょうか。

3) 子どものインフルエンザ予防接種への助成について伺います。インフルエンザ予防のためには予防接種が有効です。日本小児科学会でも、効果と安全性が確認されており、任意接種とはいえ重要性は定期接種と全く同じとして接種を推奨しています。

インフルエンザ予防接種1回あたりの費用は約4000円で、12歳までの子どもは2回接種することが必要です。小さな子どもが複数いる場合の負担はかなり多くなってしまいます。市町で独自の助成制度を作っている自治体もありますが、県としての助成制度を検討していただきたいと思います。見解をお聞かせください。

4) 子ども医療費助成の所得制限の撤廃について、私は2016年6月議会で知事に質問しています。その時私は、所得制限により助成の対象外になっている方は、決して高額所得者ではないと強調し、「対象外の方の実情を調査せよ」と求めました。知事は「職員に聞ける範囲で聞いてみる」と答弁しました。その結果どうだったのか伺います。

医療費というのは一般の買い物と違って、病院に行ってみないといくらお金がかかるのかわからないのです。だから「無料でない」ということが受診抑制の原因になるのです。ギリギリのところ対象外になっている方はなおさらです。少なくとも、未来を担う子どもの命はカネのあるなしで差別すべきではないと考えます。所得制限の撤廃、緩和について、お考えをお聞かせください。